

調理師の皆様へ！

就業している調理師は、「調理師業務従事者届」を提出しなければなりません
調理師法では、2年ごとに知事に届け出ることが義務づけられています

(令和2年度は調理師業務従事者届出の該当年です)

○届出の必要な方

令和2年12月31日現在、調理師免許を有し、次のところで調理の業務に従事されている方(パートやアルバイトの方も含みます)

区分	施設
1. 寄宿舍	社員寮、学生寮等
2. 学校	幼稚園、小・中学校(学校給食センターを含む)、高等学校、大学、専修学校等
3. 病院	病院 *診療所、医院は「病院」ではなく「その他」になります
4. 事業所	会社、工場、事業場、官公署等の食堂等
5. 社会福祉施設	老人福祉施設、障害者施設、保育所等児童福祉施設、保護施設等
6. 介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設
7. 矯正施設	刑務所、少年院、少年鑑別所等
8. 飲食店営業	飲食店、仕出し屋、弁当屋、旅館、ホテル等
9. 魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業施設
10. そうざい製造業	通常副食物として供されるものを製造する営業施設
11. その他	上記1~10に該当しない施設(自衛隊、一般給食センター、診療所、医院、介護医療院等)

○届出用紙配置場所

- ・(公社)石川県調理師会
- ・石川県調理師会各ブロック(金沢、加賀、能美小松、石川、羽咋、志賀、富来、能登中央、河北)
- ・石川県健康推進課
- ・各県保健福祉センター(南加賀、石川中央、能登中部、能登北部)

○提出期限と提出先

「調理師業務従事者届」に、令和2年12月31日現在の状況を記入のうえ、令和3年1月15日までに、下記へ提出してください(郵送、FAX可)

【提出先】(公社)石川県調理師会 TEL: 076-236-2012 FAX: 076-236-2013
〒921-8105 金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎B館3階

～その他手続きのご案内～ ※詳しくは石川県ホームページをご覧ください

次の場合、それぞれ申請が必要です

- ・氏名や本籍地の都道府県が変更になった場合(30日以内)
- ・調理師免許を有する者が死亡した場合(死亡の届出義務者が30日以内に申請)
- ・免許証を破ったり、汚したり、失った場合